改正する。
別表熊本県天草家畜保健衛生所の項中「牛深市」の次に「、上天草市」を加える。
（熊本県地域農業改良普及センター設置条例の一部改正）
第2条　熊本県地域農業改良普及センター設置条例（昭和33年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表熊本県天草農業改良普及センターの項中「牛深市」の次に「、上天草市」を加える。
（熊本県立学校条例の一部改正）
第3条　熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「天草郡大矢野町」及び「天草郡松島町」を「上天草市」に改める。
（熊本県保健所条例の一部改正）
第4条　熊本県保健所条例（昭和39年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「本渡市 牛深市 天草郡」を「本渡市 牛深市 上天草市 天草郡」に改める。

（熊本県児童相談所条例の一部改正）
第5条　熊本県児童相談所条例（昭和39年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条の表熊本県中央児童相談所の項中「宇土市」の次に「、上天草市」を加える。
（熊本県屋外広告物条例の一部改正）
第6条　熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「大矢野町、松島町、五和町、苓北町」を「五和町、苓北町」に改める。
（熊本県立青年の家条例の一部改正）
第7条　熊本県立青年の家条例（昭和47年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「熊本県天草郡松島町」を「上天草市」に改める。
（熊本県水産研究センター条例の一部改正）
第8条　熊本県水産研究センター条例（平成2年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第1条中「天草郡大矢野町」を「上天草市」に改める。
（熊本県幹線道路整備基金条例の一部改正）
第9条　熊本県幹線道路整備基金条例（平成3年熊本県条例第39号）の一部を次のように改正する。
第6条の表中「大矢野町　松島町　有明町」を「上天草市　有明町」に改める。
（熊本県天草ビジターセンター条例の一部改正）
第10条　熊本県天草ビジターセンター条例（平成6年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第2条中「天草郡松島町」を「上天草市」に改める。
第4条中「松島町」を「上天草市」に改める。
（熊本県地域振興局設置条例の一部改正）
第11条　熊本県地域振興局設置条例（平成10年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。
第2条の表熊本県天草地域振興局の項中「牛深市」の次に「、上天草市」を加える。

附　則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第9号

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。

目次中「第5章　雑則（第28条）」を「第5章　特別特定建築物に追加する特定建築物
第6章　雑則（第30条）」に改める。

等（第28条・第29条）

第1条中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。
第2条を次のように改める。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）　高齢者、障害者等　高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
（2）　特定建築物　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「建築促進法」という。）第2条第2号に規定する特定建築物をいう。
（3）　特定施設　建築促進法第2条第4号に規定する施設をいう。
（4）　整備施設　特定施設以外の施設のうち、案内標示、客室、客席、歩道その他の規則で定める施設をいう。
（5）　建築　建築促進法第2条第5号に規定する建築をいう。
（6）　特定建築主　特定建築物の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)をしようとする者又は特定建築物の大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕で、特定施設又は整備施設の修繕を含むものに限る。)若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替で、特定施設又は整備施設の模様替を含むものに限る。）をしようとする者をいう。
（7）　公共的施設　道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
（8）　公共車両等　一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他の不特定かつ多数の者が利用するもので規則で定めるものをいう。
第5条第2項、第7条第3号、第10条及び第11条中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。
第12条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
第17条第2項中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「案内標示、客室、客席、歩道その他の規則で定める施設（以下この節において「整備施設」という。）を高齢者及び障害者」を「整備施設を高齢者、障害者等」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。
　特定建築主は、建築促進法に定めるもののほか、特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
2　特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項は、規則で定める。
第17条の次に次の1条を加える。
（高齢者、障害者等の意見聴取）
第17条の2　特定建築主等は、特定建築物又は公共的施設（次条において「特定建築物等」という。）の設計及び施工に当たっては、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。
第18条第1項中「特定建築物及び公共的施設（以下この条において「特定建築物等」という。）」を「特定建築物等」に、「前条第1項」を「第17条第1項及び同条第3項」に、「前条第2項」を「第17条第2項及び同条第4項」に改め、同条第2項中「整備施設を高齢者及び障害者」を「特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等」に、「前条第2項」を「第17条第2項及び同条第4項」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
3　第1項の規定による指導及び助言は、特定建築物の増築、改築、特定建築物への用途の変更及び特定建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をする場合にあっては、増築等に係る部分以外の部分についても行うことができる。
第22条の見出し中「既存特定建築物等の所有者等」を「特定建築物等の所有者等」に改め、同条第1項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第86号。以下この項において「改正法」という。）の施行の際現に存する」及び「改正法の施行の際現に特定建築物の建築の工事に着手している者を含む。」を削り、「既存特定建築物の所有者等」を「特定建築物の所有者等」に改め、「(建築促進法第2条第4号に規定する施設をいう。次項及び次条において同じ。)」を削り、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改め、同条第2項中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「既存特定建築物の所有者等」を「特定建築物の所有者等」に、「及び第17条第2項」を「並びに第17条第2項及び同条第4項」に改め、同条第3項中「この条例の施行の際現に存する」及び「この条例の施行の際現に公共的施設の新設又は改良の工事に着手している者を含む。」を削り、「既存公共的施設の所有者等」を「公共的施設の所有者等」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改め、同条第4項中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「既存公共的施設の所有者等」を「公共的施設の所有者等」に、「第17条第2項」を「第17条第4項」に改める。
第23条中「特定建築主等、既存特定建築物の所有者等」を「特定建築物の所有者等」に、「既存公共的施設の所有者等」を「公共的施設の所有者等」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「措置を講じたときは、当該措置を講じた」を「措置が講じら